

調達管理番号：20a00253

国名：アフリカ地域

担当部署：ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

件名：アフリカ地域ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査（ジェンダー分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年8月上旬から2021年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 5.1M/M、現地 1.53M/M、合計 6.63M/M
- (3) 業務日数：
 - ・第1次調査：国内準備 3日、国内業務 70日、国内整理 2日
 - ・第2次調査：国内準備 17日、現地業務 46日、国内整理 10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：2020年7月21日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務：	ジェンダーに係る各種調査
対象国／類似地域：	アフリカ地域／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender Based Violence: SGBV）の撤廃は国際社会における重要な取組課題として位置づけられている。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、女性や女児に対する暴力の撤廃に向けた取組は重要な取り組み課題の一つとして掲げられている。国連安全保障理事会においても、決議第1325号「女性・平和・安全保障」と7つの関連決議が採択されるなど、性暴力の予防や、被害を受けた女性や女児の救済と保護に向けた取り組みを強化していく旨が加盟国間にて合意されている¹。2018年のG7外相会合や、首脳会議においても、あらゆる社会におけるドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力、児童婚や強制結婚、人身取引等を含むSGBVの撤廃に向けた取り組みを強化していく旨が合意されている。

アフリカ地域においても、同地域の持続的で強靱な社会の構築を目指す観点から、SGBVの撤廃が喫緊の課題として認識されている。2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）においては、アフリカ地域の平和と安定の強化に向けて、ジェンダーに基づく暴力課題への対応を進めるとともに、女性と若者に対するエンパワメントを強化していく必要性が確認された。その結果、同会議を踏まえて採択された「横浜行動計画」において、アフリカ地域におけるジェンダーに基づく暴力根絶に取り組む人材の育成を日本も積極的に支援していく旨が記載されている。

JICAは「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」を国際協力における重要な開発目標として位置付けるとともに、優先開発課題の一つとして女性の人権と安全の保障に向けた取組を進めてきている。例えば、タイやベトナム、ミャンマーにおいて人身取引対策に取り組むとともに、コンゴ民主共和国やコートジボワール、アフガニスタンなどにおいては、SGBVの被害者の保護や加害者処罰に向けた警察官の能力強化に向けた支援も実施しているところである。他方で、SGBVに関連する支援の実績は未だ少なく、SGBVの撤廃を主眼においた取り組みの更なる拡大や質の向上が喫緊の課題となっている。

現在、新型コロナウイルスの影響によって、外出・移動制限や都市封鎖が続き、社会や経済が混乱する中で、アフリカ地域における、DVや性暴力、若年妊娠等のSGBV被害が爆発的に増幅している²。アフリカ大陸の51か国では感染拡大予防措置として

¹ 決議第1325号を補完する形で、2008年に決議第1820号、2009年に決議第1888号および第1889号、2010年に決議第1960号、2013年に決議第2106号、第2122号が安全保障理事会において採択されている。

² 国連人口基金（UNFPA）は、都市封鎖が6か月継続した場合、3100万人 SGBV被害者が増加するとの試算を出

学校を閉鎖しているが、その結果学校に通えなくなった女兒が退学の危機にある上、児童婚や望まない妊娠、女性性器切除（FGM）等の被害のリスクの増加も懸念されており、同地域におけるSGBV課題への対応は新型コロナウイルス対策の一環としても喫緊の取組課題となっている³。

上記の背景を踏まえ、本調査は、新型コロナウイルスの影響下におけるアフリカの女性や女兒のSGBV被害の現状や支援ニーズを把握するとともに、それらに適切に対応するための効果的な支援策や今後のJICAによる協力の方向性を検討することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本調査は、海外への渡航に制約がある現状を踏まえ、第一次調査（国内調査）と第二次調査（現地調査）の2段階に分けて実施する。

1) 第一次調査では、国内にて文献レビューや、国連機関、NGO、政府関係者等へのオンラインによる情報収集・インタビュー（オンラインサーベイツールの活用なども検討）を行い、課題の現状分析やニーズの把握を行う。また、政府や国際機関、NGOによる取組の現状把握や課題分析を行うとともに、新型コロナウイルス影響下におけるSGBV対策のあり方を検討するためのパイロット活動案を検討する。調査対象国は、ルワンダ、タンザニア、マダガスカル、ケニア、コンゴ民主共和国を想定する（このうち、ルワンダについては2018年度にSGBVをテーマとした調査を行っており、今回は右結果を踏まえた追加調査を行う）。また、第一次調査の調査期間は、新規調査対象国については各最大15日間、追加調査対象国については最大10日間を想定している。

2) 第二次調査では、第一次調査の結果を踏まえ、現地調査対象国を最大3か国選定し、対象国における現地調査を実施する。現地調査では、国内調査では得られなかった情報収集を追加的に行うとともに、新型コロナウイルス影響下におけるSGBV対策に向けたパイロット活動の取組状況の確認および成果・教訓の抽出・分析を行う。また、これらの調査結果を踏まえ、今後のJICAによる協力の方向性や具体的な支援案を検討する。（調査期間は、各国あたり最大14日間を想定。）なお、パイロット活動の実施については、別途JICA在外事務所による契約を通じて、ローカルコンサルタントやNGO等に委託して実施する予定。

（1）第一次調査国内準備期間（2020年8月上旬）

- ① 発注者との打合せおよび関連資料レビューを通じ、本調査の背景、目的、方針を踏まえた第一次調査実施計画（文献リストや、オンラインでのインタビュー調査対象リスト含む）を作成する。

（2）第一次調査国内作業期間（2020年8月中旬～10月下旬）

- ① 上記（1）①で合意された第一次調査実施計画に基づいて、国内における第一

している。

³パンデミックが起これるとその後10年の間に、FGMが200万件増加、児童婚が1300万件増加すると予測されている（UNFPA, 2020）

次調査を実施する。第一次調査においては、特に、以下の項目に係る情報を収集・分析する。

- a) アフリカ地域における SGBV 対策に関する地域政策や戦略（アフリカ連合（AU）の SGBV や女性・平和・安全保障政策、新型コロナウイルス対応にかかる政策や議論、対策に向けたステークホルダーの動向含む）
 - b) 調査対象国における SGBV 被害（性暴力や DV、セクシャル・ハラスメント、望まない妊娠（特に若年妊娠）、児童婚、名誉殺人、FGM など）の実態と課題
 - c) 調査対象国における新型コロナウイルス影響下固有の GBV 被害の現状と課題、支援ニーズ（当事者からの声の収集を含む。なお、当事者からの声の収集にあたっては、2 次被害を及ぼさないように十分留意するとともに情報の取り扱いにも注意すること。）
 - d) 調査対象国における SGBV 課題への対応に関する法律や政策の整備状況（国連安保理決議第 1325 号の国内行動計画やその他の戦略、行動計画の内容を含む）
 - e) 調査対象国における SGBV 課題への対応に向けた政府の実施体制や取り組みの現状や課題（ジェンダー平等を推進する国内本部機構や社会福祉省、法・司法関連省庁、地方自治体などの実施体制、機能や権限、予算、取り組みの現状と課題。①被害者の保護、②自立・社会復帰、③暴力の予防、④加害者処罰の 4 側面における取組の現状と課題を分析する）
 - f) 新型コロナウイルスの影響下における政府の取組の現状や課題
 - g) 調査対象国における他ドナーや国連機関、女性団体や NGO、社会企業家を含む民間による SGBV 課題への支援状況（新型コロナウイルスの影響下による取り組みの現状や課題の把握、グッドプラクティスの収集含む）
 - h) 既存の JICA 事業による課題への取組状況。調査対象地域における JICA 事業による課題への取り組み状況を確認するとともに、被害者の保護や自立、社会復帰支援に活用できる JICA リソースについて検討する。
- ② ①で収集した情報や分析結果を踏まえ、新型コロナウイルスの影響を踏まえた SGBV 対策への効果的な支援のあり方と具体的支援案について検討し、調査対象国でのパイロット活動案を提案する。
 - ③ ②の提案および発注者が別途行う調整結果を踏まえ決定されたパイロット活動について、実施に向けた側面支援を行う。
 - ④ ①～③の調査の進捗について、発注者に対して、週例でメール等により、定期的な報告を行う。また発注者の求めに応じオンライン、ないしは対面での打ち合わせ、報告を行う。
 - ⑤ 第一次調査の結果について、インテリム・レポート案（和文および英文簡易版）をとりまとめ、発注者に提出する。インテリム・レポート案の構成については事前に発注者に確認のこと。

(3) 第一次調査国内整理期間（2020 年 11 月上旬）

- ① インテリム・レポート案をもとに、発注者への報告を行う。
- ② 発注者からのコメントを踏まえ、インテリム・レポートを完成させる。

(4) 第二次調査国内準備期間（2020 年 11 月中旬以降）

- ① 第一次調査の結果及び発注者との協議の結果を踏まえ、第二次調査の調査実施計画を作成し、発注者の了承を得る。
 - ② 第二次調査に係る対処方針会議に参加する。
 - ③ 別途調達予定のパイロット活動の準備・実施状況に応じた側面支援、情報収集・分析等を行う。
- (5) 第二次調査現地業務期間（2021年1月上旬～2021年5月中旬）
- ① 調査対象国の JICA 事務所と調査方針及び調査日程の確認を行う。
 - ② (4)①で合意された第二次調査実施計画に基づき、関連文献・資料の収集や現地関係者へのインタビューを行い、第一次調査で得られなかったデータおよび情報を収集・分析する。現地調査では、特に以下の観点からの情報収集と分析を行う。
 - (ア) 当該国における女性や少女たちの GBV 被害の経験。(新型コロナウイルス影響下の被害の経験含む)
 - (イ) 当該国におけるパイロット活動の実施プロセスや成果をレビューし、課題や教訓・知見を抽出する
 - (ウ) 調査対象国における SGBV 課題への対応に関する政府の実施体制や取り組みの現状や課題をより詳細に把握するとともに、課題への対応に向けた政府の能力の分析を行う。(ジェンダー平等を推進する国内本部機構や社会福祉省、法・司法関連省庁、地方自治体などの実施体制、機能や権限、予算、新型コロナウイルス影響下の影響緩和に向けた取組の現状と課題含む)
 - (エ) 他ドナーや国連機関、NGO による SGBV 課題への支援状況(支援戦略やアプローチ、活動内容、成果と課題、新型コロナウイルスの影響緩和に向けた取組内容、課題、効果的な取り組み、手法、好事例含む)を確認する。
 - (オ) 調査対象国における JICA 事業による課題への取組状況を確認するとともに、被害者の保護や自立、社会復帰支援に活用できる既往案件や、連携可能性がある支援予定案件について確認する。
 - ③ 第一次調査結果および第二次調査で収集した情報と分析結果に基づき、当該国における SGBV 課題に対する支援ニーズ、有効な支援アプローチを整理・検討するとともに、JICA 事業の特性や経験、比較優位性や、国内・周辺国で活用・連携可能な団体(国際機関、NGO や行政機関含む)や人材等も考慮し、SGBV 被害者の保護や自立・社会復帰、加害者処罰の法整備や体制・制度の改善などに向けた新規案件を念頭に支援の方向性や概要、事業枠組み(案)を提言する。なお、支援案の検討に際しては、被害者の保護に取り組む国際機関や NGO、民間等との有機的な連携を視野に入れつつ、技術協力プロジェクト、第三国研修、専門家派遣、本邦研修、無償資金協力、有償資金協力等の様々なスキームを考慮に入れた具体的な提案を行う。
 - ④ 現地業務結果報告書を作成し、調査対象国 JICA 事務所に現地調査結果を報告する。
- (6) 第二次調査整理期間（2021年5月下旬～6月上旬）
- ① 収集資料を整理・分析し、全体調査結果の取りまとめを行い、最終報告書(和文)ドラフトを作成する。

- ② 発注者に対し、全体調査結果の報告を行う。
- ③ 最終報告書（和文）ドラフトにつき、発注者に内容確認を行い、各部署からのコメントに対応し、最終報告書（和文）を完成させる。
- ④ 最終報告書（和文）の内容に従い、最終報告書（英文）ドラフトを作成する。
- ⑤ 発注者に最終報告書（英文）ドラフトの内容確認を行い、最終報告書（英文）を完成させる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) インタerview・レポート（和文および英文簡易版）（第一次調査終了時）
- (2) 面談記録（オンラインおよび現地調査での面談毎に面談記録を作成し、発注者に電子データで提出する）
- (3) 現地業務結果報告書（英文とし、和文要約を添付）（現地業務終了時に現地関係者に現地調査の結果を共有する。製本の必要はありません。）
- (4) ジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書
和文及び英文各3部（簡易製本）
電子データ（CD-R）2枚
※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。
※英文の成果品に関しては、英文を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本から各国への周遊運賃を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 調査対象国

公示の時点では調査対象国として、5カ国（ルワンダ、タンザニア、マダガスカル、ケニア、コンゴ民主共和国）を想定していますが、追加される可能性があります。

② 現地業務日程

(ア) 現地業務期間は2021年1月上旬～2021年5月中旬の間を予定していますが、海外渡航禁止措置の解除が前提です。なお、海外渡航措置の解除状況によっては、①海外渡航をせずに遠隔にて対応できる範囲（例：現地パートナー機関とのパイロット活動等）に限定しての実施、②第二次調査の実施時期の延期、ないしは③取りやめもあり得ます。

(イ) 調査実施にあたっては各国のJICA安全対策措置に従ってください（同措

置により調査対象地域や活動に制約が生じ得る点に留意)。

③ 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は、本コンサルタント1名です。また、現地調査の全体または一部日程には、発注者職員および JICA 国際協力専門員（ジェンダーと開発）が同行する可能性があります。

④ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

仏語圏の国については、仏語⇄英語の通訳備上あり

オ) 現地日程のアレンジ

調査対象国のJICA事務所によるサポートがあります。

カ) 執務スペースの提供

なし

キ) 携帯電話の貸与

あり

(2) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査報告書（南スーダン・ウガンダ・ルワンダ）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041594.html>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 能力強化研修「ジェンダー主流化」を受講していることが望ましい。

② 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて

頂きます。

③ 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⑤ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上